

新しい学校部活動の在り方について
答申

令和6年（2024年）3月26日
熊本市部活動改革検討委員会

—目次—

1. はじめに	…P.3
2. 現状と課題	…P.3
3. 改革の基本方針	…P.3
4. 実現に向けた具体的施策	…P.4
(1)基本方針Ⅰ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る	
(2)基本方針Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する	
(3)基本方針Ⅲ 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る	
(4)基本方針Ⅳ 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う	
5. 今後の学校部活動の在り方について	… P.5～9
(1)人材バンクを含む今後の運営体制	
(2)新しい学校部活動の在り方	
(3)こどもたちとともに創りあげる学校部活動	
(4)今後のスケジュール	
6. おわりに	… P.10
資料編	… P.11～18

1. はじめに

熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」や学校部活動の意義等を踏まえ、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図っていくために必要な事項について、熊本市部活動改革検討委員会の検討状況をとりまとめ、答申を行うもの。

2. 現状と課題

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的の他、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。

しかし、本市においても少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、チームスポーツにおいて単独で活動できなくなった学校がある等、こどもたちの多様な経験の場を確保することが難しくなってきている状況にある。

加えて、国が部活動の地域移行の受け皿と考えている総合型地域スポーツクラブ等、本市における学校部活動以外の活動の場については、指導者の不足や高齢化、専門性の確保、コロナ禍による地域活動の停滞等の課題により、地域的、活動的広がりが十分ではなく、中学生の受け入れが難しい現状がある。

また、教職員の働き方改革の観点から、部活動に関する教職員の負担は大きく、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層難くなっている他、指導に当たる者には、ほとんど手当や報酬は支払われていないといったボランティアに近い形で運営が行われている現状がある。

3. 改革の基本方針

学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる。

学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、以下の4つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

【基本方針】

- I こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- III 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る
- IV 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

4. 実現に向けた具体的施策

(1) 基本方針Ⅰ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る

- ① こどもたちの選択肢を広げる機会を確保するため、合同部活動等の新たな部活動を設置する。
- ② 合同部活動等の設置においては、各学校の状況に合わせ、合同部活動等のモデル事業を実施し、課題等の検証を行った上で全市的に広げる。
- ③ 中学校総合体育大会やコンクール等への参加規程の見直しの要請を行う。
- ④ 今まで部活動に加入していなかった生徒のニーズを含め、こどもたちの多様なニーズに応えるために、親しむことや楽しむこと等を選択できる部活動の体制を構築する。
- ⑤ 本市の「部活動の指針」に沿った活動を行うなど、学校部活動の教育的意義を踏まえた地域主体の活動に対して、支援・協力体制を構築する。
- ⑥ こどものニーズを踏まえた合同部活動の設置や確保できる指導者数等に応じて、部活動数の適正化を図る。

(2) 基本方針Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する

- ① 指導方針については、教育的意義を踏まえ、勝利至上主義につながらないよう明確化する。
- ② 学校部活動の教育的意義や適切な指導方法に関する研修等を充実させる。
- ③ 活動する際は、こどもたちが自ら学び、考え、それを指導者がサポートしていくような生徒主体となる仕組みを取り入れる。
- ④ 体罰・暴言、その他不適切な行為やいじめ等への対応に係る体制の充実を図る。

(3) 基本方針Ⅲ 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る

- ① 希望する教職員と地域人材が指導に携わるように運営体制を整える。
- ② 運営体制の充実を図るために必要な部活動指導員を確保するとともに、学校・指導者との調整等を行うコーディネーターを配置する。
- ③ 大学生、公務員、退職教員、民間企業従事者等の地域人材を指導者として確保するための人材バンクについて、市長事務部局と連携し設置する。
- ④ 人材バンクにおいて、指導者の登録、派遣、指導料の支払いだけでなく、指導者の資質等の担保や研修の実施、地域や大学、企業等と連携する機能を付加する。
- ⑤ 現在、教職員が担っている部活動関連業務を洗い出し、それらの業務も人材バンクにおいて実施する等、教職員を含めた指導者の負担軽減を図る。
- ⑥ 市役所職員が部活動指導員となるモデル事業を実施し、課題等の検証を行う。
- ⑦ 指導者の配置については、主担当や副担当等の役割分担をもった複数指導体制を構築する。

(4) 基本方針Ⅳ 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

- ① 指導者への対価の支払いについては、教職員も含めて適正な額を設定する。
- ② 教職員への対価の支払いについては、法的な課題を整理する。
- ③ 対価については、現在部活動指導員に支払っている報酬額、他の政令指定都市の状況や最低賃金の動向等を注視しながら、役割に応じた適切な額を設定する。また、将来のスポーツ・文化芸術活動を担う人材の育成に寄与する額の設定を目指す。
- ④ 指導に係る費用について、公費負担と受益者負担の在り方を整理する。
- ⑤ 公費負担については、市長事務部局と連携し財源確保に努める。
- ⑥ 受益者負担を求める際には、可能な限り負担を抑制するとともに、機会の格差を生まないよう、経済的に困窮する家庭や多子世帯等への支援を行う。

5. 今後の学校部活動の在り方について

(1) 人材バンクを含む今後の運営体制

学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るために、地域人材の登用や指導者の研修・育成等を行う人材バンクを設置する。

また、放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）等の諸制度を参考として、公費負担と受益者負担の在り方を整理するとともに、経済的に厳しい家庭や多子世帯等でも参加できるように支援体制を構築する。

(ア) 今後の学校部活動の活動形態

- ① 指導者は常時2名以上配置（顧問、副顧問）。複数人でローテーション
- ② 指導費単価は顧問：1,600円/h、副顧問1,000円/h（段階的に単価見直し）
※1,600円/hは、現行の部活動指導員単価を元に設定
※指導費は、主に見守りを行う者から専門的で高度な指導を行う者までを想定した
多段階化も検討（公認スポーツ指導者資格等の取得者についての単価の加算等）
※通勤費用相当額も距離に応じて支給
- ③ 指導回数は週1～5日（平日1～4日、休日1日）

【新たに発生する費用（概算）】

- 指導者任用に係る費用：約8.8億円
 - ・420部に顧問、副顧問の2名体制で配置。指導時間を735時間で設定

部活動数	活動時間	指導費単価	指導費総額(A)	通勤費用(B)	指導者任用に係る費用(A+B)
420部	735時間	顧問 1,600円 副顧問 1,000円	802,620千円	82,320千円	884,940千円

※通勤費用相当額を400円/日で試算

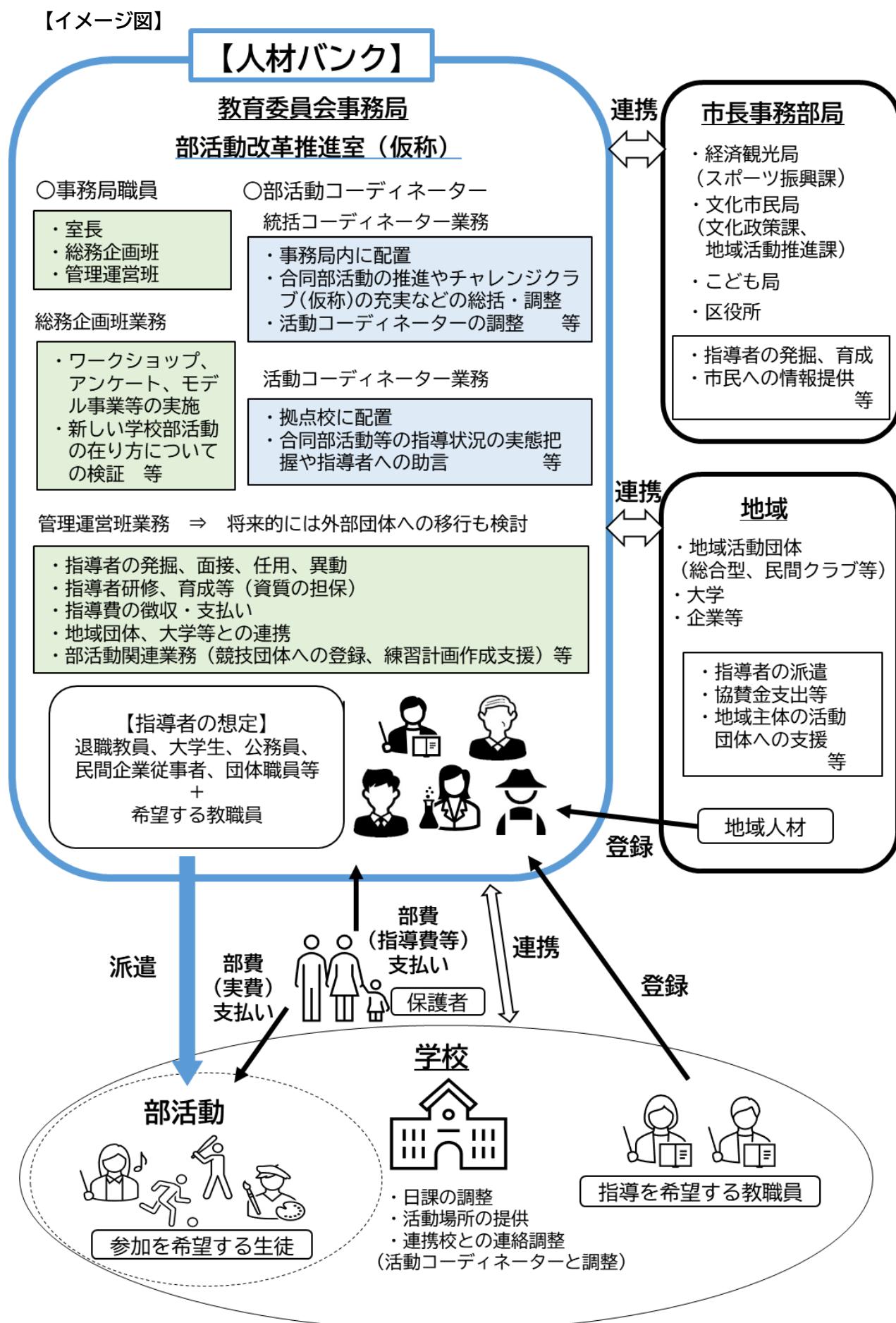
- 人材バンクの運営に係る費用：約1.6億円
(職員25名（コーディネーター15名を含む）の人事費及び、システム費)

人事費	システム費	総額
124,000千円	42,000千円	166,000千円

(イ) 公費負担と受益者負担

- ① 新たに発生する費用（指導費及び人材バンクの運営に係る費用）については、公費負担と受益者負担の在り方を整理する。受益者負担を求める場合は、可能な限り金額の抑制を図る。人材バンクの運営に係る費用は、全額公費負担とすることも検討する。
- ② 実費（現行部費）は、現行どおり受益者負担とし、部ごとに設定する。
⇒ 1,678円/月（令和5年度平均額）
- ③ 経済的に困窮する家庭や多子世帯等へは、支援制度を構築し費用を援助する。
- ④ 企業からの協賛金等の募集を行い、運営費の一部を賄う。

(ウ) 今後の組織体制（人材バンク）

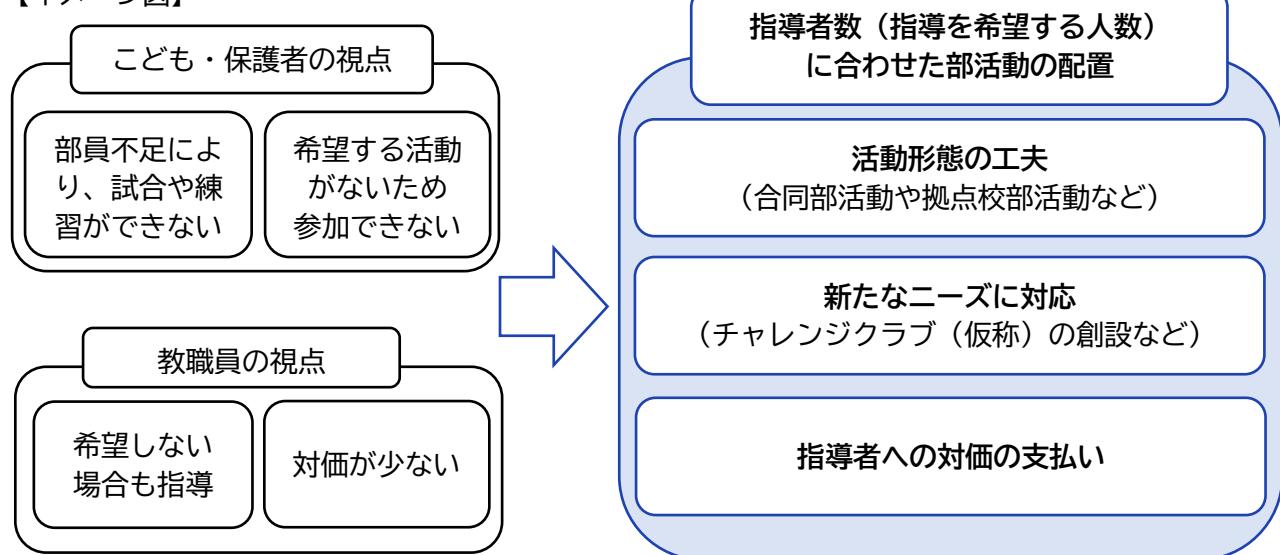


(2) 新しい学校部活動の在り方

子ども・保護者・指導者全ての人に望ましい持続可能な部活動とするため、人材バンクの設置等による地域人材の活用に加え、以下の施策をモデル事業として実施・検証の上、全市的に取り組んでいく。

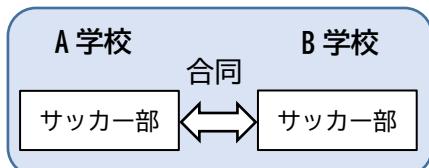
- ◎指導者数に合わせた部活動の配置（部活動数に合わせた指導者の配置からの転換）
- ◎活動形態の工夫（合同部活動や拠点校部活動など）
- ◎新たなニーズに対応（チャレンジクラブ（仮称）の創設など）
- ◎指導者への対価の支払い
- ◎指導者・保護者・生徒が活動内容や遵守事項等について、協議・確認する場を設ける
(P. 9 (3) 参照)
- ◎新しい学校部活動の名称の検討

【イメージ図】



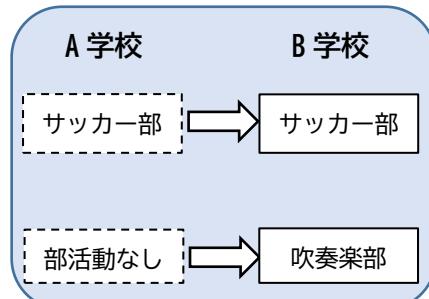
【具体例】

- ・2校で合同部活動として活動



※指導者を全ての活動日には配置できない場合等

- ・拠点校部活動として活動



※指導者が十分にいない場合

※部員数が十分にいない場合

※生徒の希望する部活動（種目）が自校にない場合

⇒拠点となる学校で活動

(ア) 合同部活動等の推進

学校間によるペアリングを推進し、合同部活動等をモデル事業から実施する。その後、成果や課題の検証を行い、地域、学校の実情に応じて全市へ展開する。また、部活動数の適正化も行う。

【ペアリングについて】

- ・原則2校でのペアリング（3校以上の連携も可）
- ・直線距離3km以内を目安とする（自転車移動可）
- ・活動場所は学校施設を利用
- ・平日を含め、練習を合同で実施
- ・活動時間は、原則現行どおり
- ・指導者の状況により開始時間の大幅な変更等が想定される場合は、一部活動日において総合型地域スポーツクラブでの活動として補完する等、地域との連携を検討する。
- ・校区外への移動を伴う場合には、安全面を最優先とした運営を行うとともに、保険面での確認・調整等を行う。

(イ) 「チャレンジクラブ(仮称)」等の創設

生徒、保護者の多様なニーズに応えるため、親しむことや楽しむことを中心とした「チャレンジクラブ(仮称)」やこれまでになかった活動等の創設を可とする。各学校や地域の実情に応じ、生徒たちが主体的に活動するなど、多様な活動を体験できる場をつくる。

【活動イメージ】

練習日：平日1～2日（土日は実施しない）、1～2時間

活動場所：各中学校グラウンド及び体育館等

活動例：①シーズン制で実施（1年間で2～3種目の活動を実施）

②曜日ごとに種目固定で実施（火曜日：バスケット、木曜日：サッカー等）

③ニュースポーツ等のこれまでにない活動を実施（ダンス、スケートボード等）

指導者：原則、生徒主体の活動をサポート

(ウ) モデル事業について

- ・優先的に部活動指導員を配置
- ・部活動コーディネーターによる、サポート実施（運営面、管理面、指導面等）

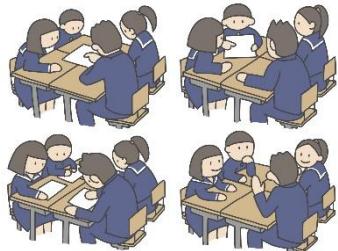
➡ 成果、課題を検証し、全市展開へ

(エ) 新しい学校部活動の名称について

新しい学校部活動の構築に取り組むことを象徴的に表すため、その名称の在り方についても検討する。

(3) こどもたちとともに創りあげる学校部活動

本市の部活動改革について、広報・周知に取り組むとともに、生徒・保護者・地域住民・教職員とのワークショップやアンケート、意見交換会、モデル事業等を実施し、可能な限り多くの意見を取り入れ、こどもたちとともに新しい学校部活動を創りあげる。



改革へ反映

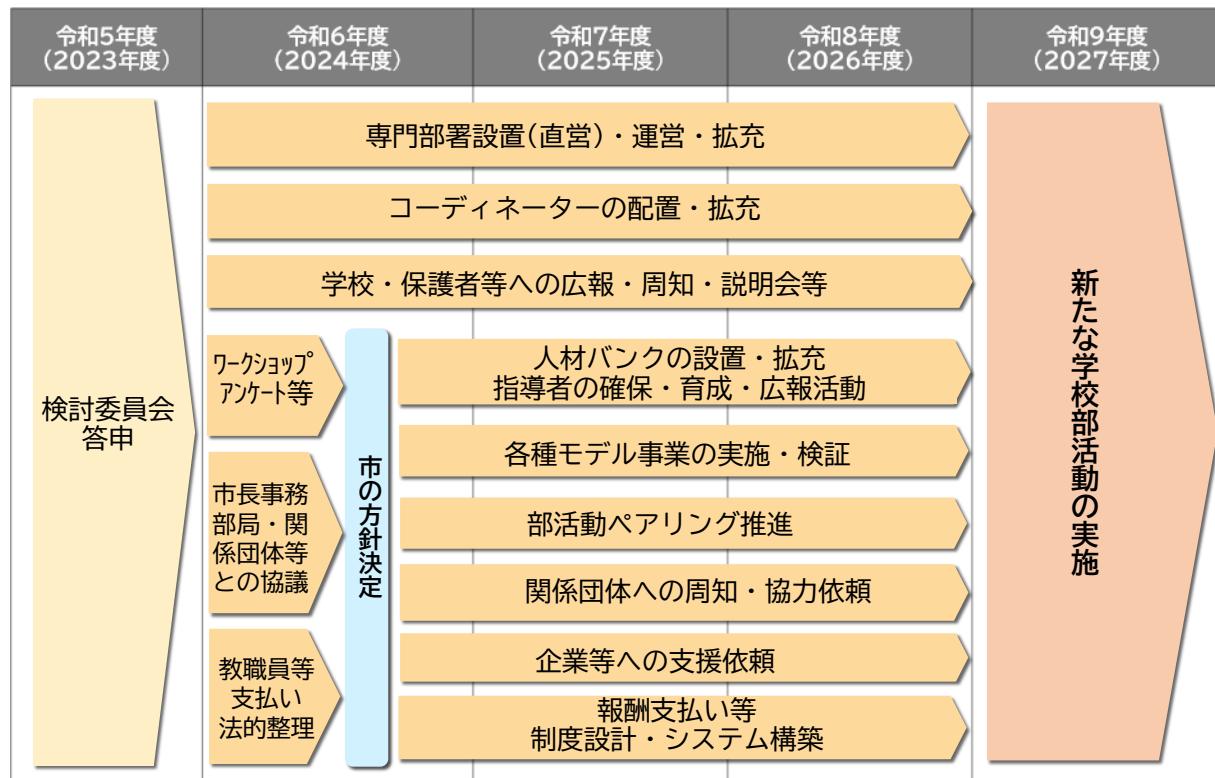
新しい学校部活動の運営に当たっては、市全体の方針等について、教育委員会事務局・学校代表者・指導者・生徒等が少なくとも年に1回、協議・確認する場を設ける。

加えて、部ごとにおいても、学校代表者・指導者・保護者・生徒が活動内容や遵守事項等について、協議・確認する場を設ける。

(4) 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて取組の最短例を示す。令和9年度（2027年度）からの新たな学校部活動の開始を目指すが、各取組については、可能な限り前倒しでの実現を図る。

特に、人材バンクにおけるコーディネーター・指導者の確保・育成に係る方針決定、地域人材の積極的登用、広報・周知等については、早急に取り組む。



6. おわりに

熊本市部活動改革検討委員会では、市教育委員会からの諮問を受け、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るために今後のあり方について、10回にわたって議論を行った。

部活動は長い歴史があり、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を持つほか、子どもたちにとってのスポーツや文化活動の機会保障の場として大きな役割を果たしてきた。しかしながら、様々な問題や矛盾を抱えていることも指摘されている。検討委員会においては、子どもたちのスポーツや文化活動との出会い、成長の場としての機会を減らさないことのみならず、現在部活動に参加していない子どもたちも参加できるようさらなる充実を希求した。

また、部活動を通して、熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」ことに資する活動内容について検討を進めてきた。

本答申は、検討委員会の議論において多様な立場から意見が交わされ、検討された内容を整理しまとめたものである。

今後、モデル事業やワークショップ等を通して子どもを含む多くの意見に耳を傾け、改革についての理解を求めていくとともに、社会経済情勢の変化にも対応しながら、よりよい持続可能な部活動が実現していくことを期待する。

資 料 編

- 詮問書.....12・13
- 熊本市部活動改革検討委員会委員一覧.....14
- 検討委員会における議論の経緯.....15・16
- 熊本市部活動改革検討委員会運営要綱.....17・18



教改発000171号
令和4年（2022年）12月28日

熊本市部活動改革検討委員会 委員長 様

熊本市教育長 遠藤



市立学校における部活動の今後のあり方について（諮詢）

市立学校の部活動において、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るための今後のあり方について、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮詢します。

1 謝問事項

市立学校の部活動において、持続可能な運営主体のあり方や地域社会との役割分担、指導者確保等のために必要な事項について

2 謝問理由

部活動の改革について、文部科学省では、中央教育審議会答申及び国会での審議を踏まえ、令和2年（2020年）9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を公表し、休日部活動の段階的な地域移行等を推進する方針を示しました。

また、令和4年（2022年）10月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」を公表し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する方向性を示しました。

本市においても、少子化が進行していく中で、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりや教職員の働き方改革の推進が急務となっています。

そこで、市立学校の部活動において、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るための今後のあり方について、貴委員会の意見を求めるものです。

3 報告を希望する時期

令和6年（2024年）3月頃（中間報告：令和5年（2023年）7月頃）

熊本市部活動改革検討委員会委員一覧

区分		氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	◎坂下 玲子	熊本大学大学院教育学研究科教授
2	弁護士	吉田 賢一	吉田法律事務所長 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団理事
3	市立中学校 体育連盟代表者	金森 熱	熊本市立城西中学校長（～R5.3.31）
		田中 省三	熊本市立西山中学校長（R5.4.1～）
4	市立中学校 文化部活動関係代表者	平木 美和	熊本市立芳野中学校長（～R5.3.31）
		千田 庸介	熊本市立河内中学校長（R5.4.1～）
5	関係団体代表者	富田 真	熊本市スポーツ協会理事
6	関係団体代表者	○中川 保敬	特定非営利活動法人ひとづくりJAPANネットワーク理事長
7	関係団体代表者	西島 徹郎	龍田地域なかよしスポーツクラブ会長
8	関係団体代表者	大賀 恵美	E・LANDスポーツクラブ代表取締役社長
9	関係団体代表者	平江 純一	富合町文化協会副会長
10	関係団体代表者	藤川 いづみ	くまもと邦楽会館代表
11	関係団体代表者	首藤 崇	一般社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブ理事
12	関係団体代表者	竹下 文則	学校法人文徳学園文徳高等学校・文徳中学校長
13	関係団体代表者	坂本 浩	熊本商工会議所専務理事
14	保護者代表者	清田 晃子	熊本市PTA協議会常任理事
15	公募委員	稻田 奈保美	公募委員
16	公募委員	月足 美幸	公募委員

【委員の任期】令和4年（2022年）11月24日～令和6年（2024年）3月31日

◎：委員長、○：副委員長

検討委員会における議論の経緯

	開催日時	検討内容
第1回	R4.12.28	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱及び諮問 ・検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方 ・熊本市の部活動の現状について説明
第2回	R5.1.31	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会等 信州大学教育学部 齊藤忠彦 教授 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)部活動アンケートの結果について (2)部活動のこれまでの変遷等について
第3回	R5.2.28	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会等 スポーツ庁地域スポーツ課 田口 雅紀 課長補佐 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)前回までの検討委員会における意見への対応及び今後の検討の方向性について (2)小学校部活動における地域移行の検証について
第4回	R5.3.28	<ul style="list-style-type: none"> ・報告：教師等が地域クラブ活動等に従事する場合の兼職兼業について ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)熊本市における今後のスポーツ・文化活動について (2)前回までの検討委員会における意見等を踏まえた今後の学校部活動の姿について
第5回	R5.5.30	<ul style="list-style-type: none"> ・協議：今後の学校部活動の在り方について <ul style="list-style-type: none"> (1)前回までの検討委員会における確認事項 (2)前回までの議論を踏まえた基本方針 (3)教職員の参加の在り方について (4)人材バンクの設置について (5)新たな合同部活動について (6)部活動数について (7)教師等への適正な対価の試算について

	開催日時	検討内容
第6回	R5.7.25	<ul style="list-style-type: none"> ・報告：中学校総合体育大会等について ・協議：今後の学校部活動の在り方について (課題、取組等について、文化、スポーツに分かれて グループ協議) <p>【協議の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)基本方針 (2)教職員の参加の在り方 (3)人材バンク (4)新たな合同部活動 (5)部活動数 (6)指導者への適正な対価及び受益者負担 (7)その他
第7回	R5.10.11	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 <ul style="list-style-type: none"> (1)教育委員による広聴事業について (2)教育に関する意見交換会について ・協議：中間報告(案)について
第8回	R5.10.11	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告(案)の最終確認後に教育長への手交 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)指導費に係る受益者負担の在り方について (2)コーディネーター等について (3)学校ペアリングについて (4)選択できる部活動について
第9回	R6.1.10	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)今後の学校部活動の在り方について (2)答申(案)について
第10回	R6.2.20	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 答申(案)について

熊本市部活動改革検討委員会運営要綱

熊本市部活動改革検討委員会運営要綱

制定 令和4年9月30日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市部活動改革検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市立中学校体育連盟代表者
- (4) 市立中学校文化部活動関係代表者
- (5) 関係団体代表者
- (6) 保護者代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。